

Ambition 留学館 お申し込み条件書-4

1 留学プログラムの定義

- (1) この留学プログラムは、本条件書に基づいて、Ambition 留学館(以下「当社」と言います。)が申込者の依頼により、海外の研修機関への入学及び研修に伴う滞在先の確保に必要な手続きを代行するものです。
- (2) この留学プログラムは旅行業法第2条の「旅行業」には該当しない商品及びサービスを言います。
- (3) 当社は申込者が希望する研修機関への合格、研修機関での課程修了、資格習得などを保証するものではありません。
- (4) 研修内容は各研修機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社自ら研修に関するサービスの提供を行なうものではありません。

2 お申し込み条件

- (1) 留学を渡航の目的とし、本条件書の内容を十分に理解し、受入国の法令並びに研修機関及び滞在先の規則を遵守でき心身ともに健康な方
- (2) 申込者の保護者の同意が必要です。
- (3) 次に定める事由のいずれかに該当する場合には、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ① 申込者が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または留学プログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
 - ② 申込者が病気その他の事由により留学プログラムに耐えられないと当社が判断した場合
 - ③ 申込者が希望している研修機関が定員に達しているなどの事由によりご出発までに留学手続きが完了できる見通しが無い場合
 - ④ 留学プログラムごとに定められている年齢、資格等の申込条件を満たしていない場合
 - ⑤ その他、当社の業務上の都合がある場合

3 お申し込み方法と契約の成立時期

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項をご記入いただき、当社に直接ご持参いただくか、ファックスまたは郵送の上、お申し込みいただきます。
なお、申込書をPDF等画像処理の上、メールに添付ファイルして、送付いただいてもかまいません。
- (2) 本契約は当社が申込書を受領し、これを承諾したときに成立するものとします。
また、当社は契約成立後、諸手続きを開始するものとします。
* 契約成立後の契約解除・変更はキャンセル料または変更料の対象となります。

4 留学費用のお支払い

現地研修機関の手配が完了した旨をお客さまへお伝えした後、プログラム費用および海外送金手数料等をご請求いたしますので、指定の期日までに当社指定の銀行口座へお振り込みいただきます。

なお、ご入金の確認をもちまして正式な手配の完了となります。

- (1) プログラム費用(プログラム費用には以下の料金が含まれます。)
 - ① 研修機関の登録費、授業料及び教材費
 - ② 滞在費(宿泊(寮)費、食事代など)
 - ③ 24時間サポート料
 - ④ 空港送迎費
 - ⑤ アクティビティ費
 - ⑥ プログラム修了証書

* プログラム費用は、当社が申込者に代わって上記の料金を各相手方に支払うためにお預かりするものであり、当社が当事者となるものではありません。

* プログラム費用をお振り込みいただく際の日本円への換算レートは、振込当日の外国為替レートを適用します。

なお、当社ではご入金の確認が取れ次第、速やかに現地研修機関等へ送金します。
- (2) 海外送金手数料(無料サービス適用時を除く)
送金国(日本)の銀行及び受取国(カナダ)の銀行にそれぞれ支払う送金取扱手数料の実費
- (3) 緊急手配料
留学プログラム開始日の31日を過ぎてからのお申し込みの場合には、緊急手配料としてC\$150をお支払いいただきます。

5 契約の解除

申込者は下記キャンセル料等をお支払いいただくことにより、いつでも契約を解除することができるものとします。

なお、解除のお申し出は当社営業時間内に必ず文書にてお知らせください。

(1) 留学プログラム開始前

① キャンセル料等

キャンセル料は30,000円となります。

なお、海外送金手数料(6,500円)が無料サービス適用となっている場合は、その料金についてもお支払いいただきます。

また、前条で定める緊急手配料の支払事由が発生している場合は、その手配料もお支払いいただきます。

② プログラム費用

研修機関のキャンセル規定は次のとおりです。

区分	返金額
申込後 6 日以内かつ開始日から 30 日以上前のお申し出	プログラム費用からC\$ 350を差し引いた額
開始日から 30 日以上前のお申し出	プログラム費用の 75%
開始日から 29 日以内でのお申し出	プログラム費用の 60%

* プログラム費用のうち、学校の登録費は一切返金いたしません。

* 区分の日付はカナダ時間となります。

* 研修機関等から当社に対しプログラム費用の返金があった場合には、その額を申込者に返金いたします。この場合、当該機関より当社に返金された時点での為替レートが適用されます。

* 返金の際の送金手数料はすべて申込者負担とさせていただきます。

* ご入金前の場合は、入金があったものとみなし返金額を算出の上、プログラム費用との差額をお支払いいただきます。

(2) 留学プログラム開始後

プログラム開始後の申込者の都合による期間短縮や契約解除は権利放棄とみなし、原則返金は一切いたしません。

ただし、研修機関等から当社に対し授業料等のプログラム費用の返金があった場合は、下記の弊社手数料を差し引いた後、その額を返金いたします。この場合、当該機関より当社に返金された時点での為替レートが適用されます。

* 解約事務手続き手数料として 25,000 円をお支払いいただきます。

* 海外送金手数料が無料サービス適用となっている場合は、その料金についてもお支払いいただきます。

* 返金の際の送金手数料はすべて申込者負担とさせていただきます。

6 当社による解除

申込者に次に定める事由のいずれかが発生した場合には、当社は申込者に対し何ら責任を負わないものとし、催告の上、契約を解除することができるものとします。この場合、前条で定めるキャンセル料に相当する額を損害金としてお支払いいただきます。

(1) 指定期日までに必要書類が提出されない、または留学費用のお支払いがなされない場合

(2) 申込書に虚偽または重大な遺漏があることが判明した場合

(3) 申込者が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または留学プログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合

(4) 当社からの連絡および問い合わせ等に対して、一切応答がない、または通信手段がいかなる場合もEメールのみで業務に支障をきたすと当社が判断した場合

(5) 渡航目的が留学以外であると当社が判断した場合(主目的が明らかに旅行等であり、留学の意志が希薄であると当社が判断した場合などをいいます。)

(6) その他当社がやむを得ない事由があると認めた場合

7 お申し込み内容の変更

(1) 留学プログラム開始前

申込者が契約内容の変更をご希望される場合、当社は可能な限り申込者のご希望に応じます。この場合、1回1件につき変更手数料として 8,000 円をお支払いいただきます。

また、手配を変更する際に研修機関に支払うべき変更料が発生した場合には、その実費をお支払いいただきます。

* お申し込み内容の変更に伴うプログラム費用の増加または減少は、申込者に帰属するものとします。

* 交渉の結果、ご希望に応じられない場合でも、変更手数料は返金いたしません。

* ご希望に応じられない場合、または研修機関の変更は契約の解除となります。

(2) 留学プログラム開始後

留学プログラム開始後の変更は、理由のいかんを問わず、当社にてお受けすることはできません。変更に関する手続き及び費用の支払いは、申込者の責任と負担において申込者ご自身で行なってください。

8 免責事項

当社は次に例示したような事由により申込者が損害を被られた場合でも、当社は損害賠償その他の責任を負いません。

- (1) 研修機関が定員に達して入学できない場合
- (2) 通信事情または研修機関の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合
- (3) 旅券または査証(ビザ)が出発までに取得できなかった場合、または発給を拒否された場合、もしくは渡航先での入国を拒否された場合
- (4) 天災地変、戦乱、暴動、運送、滞在先の事故、日本または外国の官公署の命令・出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、陸海空における不慮の事故、その他、不可抗力の事由により生じた損害
- (5) 渡航後は申込者個人の責任において行動していただき、当社は滞在中のいかなる事故やトラブルに対して一切の責任を負いません。申込者の故意・過失・受入国の法令・公序良俗もしくは研修機関の規則などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて申込者個人の負担となります。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は申込者から損害賠償を申し受けず。
- (6) 当社は各研修機関から当社に送られてきた最新情報に基づいて留学プログラムのご紹介・手続きをいたしますが、各研修機関等の事情により、受入条件・滞在先・費用・その他プログラムに関して、予告なしに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申込者にご連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

9 注意事項

- (1) 研修機関からの要請により、日本ご出発前にできる限り損害保険にご加入ください。
なお、医療保険は研修機関側で加入いたします。
- (2) 留学費用の支払いにおいては金融機関の発行する振込金の受領書等を持って領収書に代えさせていただきます。
- (3) 航空券は研修機関の手配が完了してからご購入ください。完了前のご購入はご自身の責任において行ってください。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は申込者の個人情報(住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど)について、申込者との連絡、プログラムにおける運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) お申し込みいただいた留学プログラムの手配のために、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、申込者の住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどを電子的方法もしくは書類の送付により提供します。

11 当社の責任

当社は研修機関の斡旋にあたって、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失により、申込者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。